

五泉市住宅取得補助金（ウェルカムファミリー住まいる事業）

交付申請に必要な書類について

* 補助金の申請をする際は、次の書類を提出してください。

- 五泉市住宅取得補助金交付申請書
- 五泉市住宅取得補助金申請内訳書
- 付近見取り図
 - ・住宅地図の写しなど、方位、道路及び目標となる建物等が分かるもの。
- 完成（現況）写真
 - ・外観（敷地全体がわかるもの）、内観（台所、便所、浴室、居室がわかるもの）
- 各階平面図
 - ・方位、縮尺、寸法、間取り、居住用部分の延床面積が確認できるもの。
- 戸籍謄抄本（発行後1か月以内のもの）
 - ・本籍地が本市以外で、子どものいない新婚世帯の場合に必要です。夫婦の記載があるものが必要です。
- 市区町村税の納税証明書（転入者のみ、発行後1か月以内のもの）
 - ・転入者の場合、転入日の直前の1年間に住んでいた市区町村が発行した、市区町村税の滞納がない旨の証明書（申請者本人及び配偶者のもの）が必要です。
- 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築の場合）
- 対象住宅の登記事項全部証明書
 - ・購入及び確認申請不要地域の場合、提出が必要です。
- 金融機関等との金銭消費貸借契約証書の写し
- 対象住宅の建築工事又は購入に係る契約書の写し
 - ・変更契約がある場合は、すべての写しを提出してください。
- 対象住宅の建築工事又は購入に係る領収書の写し
 - ・領収書が発行されていない場合は、金融機関の振込受付書の写しを提出してください。
- 補助対象外経費が確認できる書類の写し
 - 対象住宅の建築工事に係る見積書等内訳が分かるものの写し
 - 土地と建物それぞれの取得金額が確認できる書類の写し（建売住宅・中古住宅の場合）
 - ・不動産売買契約書に記載がない場合、提出してください。
- その他市長が必要と認める書類
 - ・上記の他、申請内容に応じて他の書類が必要になる場合があります。
例）住宅の取得にあたり国などから補助金の交付を受けている場合、その交付額がわかる書類の写し（交付決定通知書など）